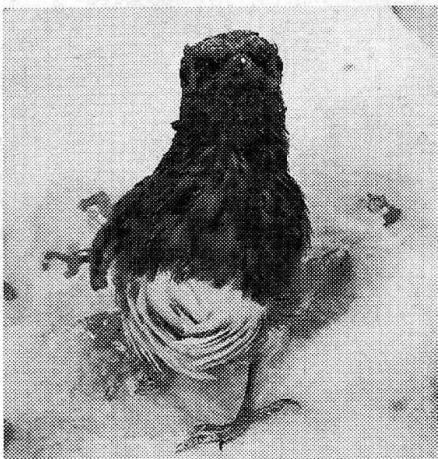


夏鳥シーズンを迎える野鳥の会

密猟や違法飼育防げ



昨年、保護されたオオルリ。羽をもがれ、違法に飼われていた

夏鳥のシーズンを迎える野鳥の密猟を防ぐため、日本野鳥の会県支部がパトロールを強化している。国内では許可なく野鳥を捕まえたり、飼育することは鳥獣保護法で禁じられているが、鳴き声などを楽しむため違法に飼育する愛好者が後を絶たない。同支部は「野の鳥は、野の鳥として楽しんで」と呼び掛けている。

07年度 県検査 対象の9割放鳥

同支部によると、オオルリやキビタキなどの渡り鳥は四月下旬から六月上旬、繁殖のため日本に飛来。密猟者も動きだすため、五～六月にかけて重点的に、県や鳥獣保護員に協力する形で同支部員が山林やペットショップなどを回っている。

県は通報などを基に飼育者に対する検査や指導を実施。二〇〇六年度はメジロやヤマガラなど十四種二百一十八羽を調べ、このうち百七十一羽について不適切として自然に返すよう指導した。〇七年度は二十一種百二十四羽が検査対象となり、うち約九割の百十二羽が放鳥されている。

国内で捕獲、飼育は禁じられている一方、輸入した鳥の飼育はワシントン条約などの規制対象でない限り認められているため、外国産と偽つて飼い続ける事例もある。しかし、「現在は鳥インフルエンザの影響で輸入されない。輸入証明書があつても、鳥の寿命からみて明らかにおかしなケースもある」(同支部)という。

中でも、鮮やかなブルーが目を引き、鳴き声の美しいオオルリは狙われやすく、昨年、保護されたオオルリの中には羽をもがれ、

飛べなくなされたものも三羽いた。ほかの野鳥も長年、かごの中で飼育されると羽が擦り切れ、ぼろぼろになってしまうという。

同支部野鳥保護対策委員長の山崎悦子さんは「かごの中で飼うのは人間のエゴ。スズメでも、野鳥は飼ってはいけないことをしっかり認識してほしい」と話している。

ペツト店など巡回強化 県支部